

#### 4. 出版（一部）

・新体連編『スポーツ運動の課題』星林社、1983

・新体連テキスト『スポーツ権の確立のために』1988.2

・内海個人としては、子どもスポーツについてはすでに『がんばれスポーツ少年』（1987）を出版した。そして現在次著『スポーツの権利・公共性と主体形成（仮題）』（1988）を予定している。これは私が、イギリス留学後の1981年から新体連に世話になって以降格闘してきた、スポーツ運動の抱える理論的課題、科学的なスポーツ世界観形成の途中経過報告である。基調はスポーツの所有論である。

#### 目次（予定）

##### 第1部 スポーツの歴史と公共性

- 1 スポーツの起源と成立
- 2 スポーツの所有と歴史
- 3 アマチュアリズムの本質

##### 第2部 スポーツの権利・公共性

- 4 スポーツの権利・公共性
- 5 権利・公共性の指標と阻害

##### 第3部 スポーツの本質・構造

- 6 スポーツの遊戯・遊戯性
- 7 スポーツの構造
- 8 スポーツの競争性

##### 第4部 スポーツにおける主体形成

- 9 主体形成の内実
- 10 体育科でどのような子どもを育てるか
- 11 地域子どもスポーツでの主体形成
- 12 社会体育研究の課題（公共性と教育性の復権）

#### IV 資料

- ・「新体連の20年」伊賀野、和食（『前衛』1985.12）
- ・新体連全国連盟第18回大会決議
- ・新体連東京都連盟第24回総会決議
- ・『スポーツ権の確立のために』（有料：500円）

#### 4. ポスト「臨教審」下の教育改革動向

— 教養審・教課審答申をどう読むか —

藤田 和也

##### I 「臨教審」答申をどう読むか

###### 1. 「臨教審」教育改革のねらい

日本の支配層の「臨教審」教育改革のねらいは、日本資本主義が当面している次のような課題に見合う教育体制（制度と内容）を作り出すことにありとみてよい。すなわち、アメリカを中心とした国際帝国主義秩序を日本なりの位置で支えながら、その中で日本のシェアを拡大するために、「アジア・太平洋地域に日米を中心とする垂直的な経済分業圏をつくること、それに応じて国内の産業構造を再編すること」（渡辺治『現代日本の支配構造分析』P168）である。具体的には、彼らは「21世紀への戦略」と称して次のような課題をあげている。

- ① エネルギー・技術開発・産業構造の転換
- ② 環太平洋協力構想の具体化
- ③ 「日本型福祉社会」と「地域の復権」
- ④ 総合安保戦略の遂行

こうした課題を抱えて、支配層は教育に対して次の2点を強く要請しているとみてよい。

一つは、日本資本主義にとっての国際的枠組みの脆弱化（パックスアメリカナの倒壊）に対応して、そこでの日本なりの役割を果たす（強力な支えとなる）ために日本国家の反動的再編が必要であり、その方向に国民を統合して（国家的帰属意識をつけて）いくための教育への要請である。

「日本文化」論、「国際化」論などの基底にはこのねらいがあり、「道徳教育の強化」はその旗頭であるといえよう。この点にかかわって、今日の日本の情勢下で重要なことは、80年代に入ってから復古派の反動層の抬頭を背景に持ちつつ、それらをも含み込みながら、いわゆる「マイルドなナショナリズム」の形成を通して国民統合を進めようとしていることである。

二つには、日本資本主義が21世紀の国際社会において地位を維持していくためには、新たな成長

産業への転換が必要であり、そのための労働力要請と産学協同体制の強化にある。具体的には、産業構造の転換によって生み出される余剰人員の再教育、労働力再配分のための教育の多様化、労働意欲や規律の育成、高等教育の改革などが主眼となっているといえよう。

## 2. 「臨教審」のルーツ

『臨教審解体 — 教育支配の構造』を著わした青木慧は、独自のパソコンデータベースを駆使して、「臨教審」を追跡調査するなかで、その終盤「日米文化教育会議」(CULCON)の追跡に行きつく。その「核心に近づきはじめてとき、取材を拒絶する壁が急に厚くなった」という取材困難な中で、彼は「臨教審」の源流は、1962年以来隔年にかけてきている日米文化教育交流会議(カルコン合同会議)にあることをつきとめ、「臨教審」のめざす教育の「国際化」とは、教育を日米軍事同盟と表裏をなす盾として、アメリカの世界戦略に組み込むこと(日米の一体化)にはかならないと結論している。

※ 「日米文化教育会議(カルコン)」とは、1961年6月の池田・ケネディー会談での合意によって設立されたもので、日米の軍事同盟(安保条約)と表裏をなすものとして創設され、貿易・経済、文化・教育、科学の3分野からなる日米合同委員会のうちの一つである。1986年までに13回の会合を重ねているが、60年代当時から「国際化」や「大学改革」などの論点が出され、教育制度についての討議も重ねられてきているという。これまでのカルコン関係者90人のうち半数をこえる者が、財界と官界あるいは右翼政治団体などとの関係者であり、「臨教審」メンバーの中にカルコン関係者が5名(岡本道雄、石川忠雄、木田宏、公文俊平、斉藤正)含まれている。

さらに青木は、「臨教審」メンバーの中で、中曾根ブレーンやファミリーと呼ばれる者や政府・財界に関係する者(30数名)を追跡する中で、「臨教審」答申の論調の根幹部分(「たくましい文化」論)のタネ本が、「大平総理の政策研究会」の報告書(1980年)であることをつきとめている。

## 3. 支配層内部の対立点と一致点

「臨教審」内部でのいわゆる「教育の自由化」論者と「教育の国家管理」論者との間に、“綱引き”状態があったことは周知のことであるが、このような内部対立を含みながらも、答申では少なくとも、「国際化」、「多様化」、徳育重視、教員対策などについては一致して出されてきているとみることができる。

これらは、次に見るように教養審答申や教課審答申に忠実に引き取られている。

## II 教養審答申に見る教員対策

教育職員養成審議会は、1987年12月18日に「教員の資質能力の向上方策等について」の答申を出した。その主要な内容は、前回(1983年)の答申と「臨教審」答申を引き継ぎながら、教師の養成、免許、採用、研修のしくみを大きく変えるものとなっている。

### 1. 教員の養成・免許制度改革

まず、免許の改変策については、現行の普通免許状の1級、2級という区分を廃止して、「専修免許、標準免許、初級免許」の3つに種別化している。3種はそれぞれ大学院・専攻科修了、4年制大学卒、短大卒を基礎資格としていて、学歴をもとに教員を格差づけようとしている。しかも、それを研修体制の整備と連動させて、上級の免許取得のための研修(所定の単位の取得)を義務づけ(初級→標準)たり、奨励(標準→専修)している。

また、「臨教審」答申で出されていた、「特別免許状」(教育委員会が、免許状を有しない者に対して一定の資格検定をしたうえで、期限つきで免許状を授与する)と「特別非常勤講師制度」(免許状を持たなくとも教育委員会が認めれば非常勤講師になれる)を創設するとしている。教員の資質向上のための刺激剤になるとでも考えているのであろう。

免許基準についても、教員養成での履修単位数の大幅な引き上げ(教職専門科目の名称変更と単位数の大幅増、道徳・特別活動・生徒指導などに関する科目の新設ほか)を提案している。

## 2. 教員の現職研修の強化

「臨教審」答申を受けた「初任者研修制度」の創設は、今回の彼らの最大の目玉と考えられる。それと抱きあわせて出されている条件付き採用期間の延長（半年→1年）は、もちろん「臨教審」答申が明示していたものである。

初任者だけではなく、「現職研修体制の整備」と称して、経験年数（5年、10年、20年）ごとに官制の研修を義務づけ、また長期研修の機会も拡充することを提案している。また、新たに職能に応じた主任研修、教頭研修、校長研修なども必要であるとして、官制の研修づくで「教員の資質を向上」させようというのである。

## III 教課審答申にみる教育課程改革

教育課程審議会は、1987年12月24日「教育課程の基準の改善について」の答申を出した。その基本的特徴は、「臨教審」答申を受けて教育の多様化と道徳教育の強化に主眼をおいたかなり大幅な改訂であり、戦後の教育課程行政の中でも一つの大きな曲がり角になるほどの改訂である。

答申内容については、時事問題研究会でも報告済みのため、ここでは全般的な問題を簡条書きするにとどめる。

### ①「臨教審」答申の忠実な具体化

「臨教審」の答申文をそのまま受けた「基準の改善のねらい」

### ②道徳教育の強化

主体性のある日本人の育成、生き方の指導、道徳的実践力の育成などを強調

### ③社会科の解体

「生活科」新設、中学3年必修社会科の時間を弾力化、高校社会科の解体

### ④中学校で選択性の拡大と習熟度別編成の導入

中学校教育を能力別に多様化

### ⑤6年制中等学校、単位制高校などの設置

中等教育の一層の多様化

### ⑥「日の丸」「君が代」教育の強要

中学校社会科の公民的分野で国旗・国歌教育を、行事で国旗掲揚と国歌斉唱を

## 【討論の概要】

### 1. スポーツイデオロギー（上野報告）：

討論の過程で次のことが明らかになった。第一に、この問題を独自に議論するのは本研究会として初めてのことであり、その対象、把握の方法について検討する必要があること。

第二。支配層のイデオロギーと国民の支配的イデオロギーとの区別、そこにおける矛盾、ギャップに注目すべきこと。

第三。臨行審、臨教審、教課審、スポ振懇や各省庁の報告書等に見られる体制の側の政策上のスポーツイデオロギーを不整合性も含めて比較検討する必要があること。

第四。教育、マスコミなど国民統合のイデオロギー装置が国民のスポーツ観やイデオロギー形成に対して持つ影響力や機能、その土壌としての組織の役割を重視すること。

第五。企業主義と国家主義との関連については、基本的には前者が基調をなし、後者を統合の手段としている構造は理解できる。独占資本は企業主義、国際化論や管理主義によって国際戦略を展開しようとしているが、危機が生じた場合の国民統合のイデオロギーとして国家主義、天皇制論が位置付けられている。また、改憲天皇制を策す時期をもねらっており、組織づくりを先行させて土壌形成をしている点に注目する必要がある。天皇制の神通力は、それが微弱であっても、組織的な受容基盤ができていればその意図は貫徹する。現在、その神通力の形成と組織づくりが戦略になっているのではないか。なお、スポーツイデオロギーをテーマにした上野報告に加えて、武道問題とスポーツジャーナリズムにつき、坂上から口頭報告があった。教育課程上の格技から武道への名称変更の背後に徳教化つまり社会科学的認識の欠如、真の道徳性の欠如の問題があること、スポーツジャーナリズムは、例えば体協記者クラブに見るごとく、与えられたものしか報道できず、真実を伝えてないことが指摘された。

### 2. スポーツ政策（関報告）をめぐって：

報告内容について次の応答があった。

①わが国のスポーツ政策における日本体育協会の位置、役割はどのようなものか（唐木）。②国際化時代のスポーツ政策を考えると、外務省や厚生省の政策との関連はどうか（伊藤、阪上）。③「矛盾の激化」というが、企業の論理は貫徹しており、また国民は勝利至上主義にはもはやのらないのではないか（高津）。

関の回答は、①スポーツ政策の「実働部隊」として権力機構と企業に組み込まれており、地域レベルでも同様である。②スポーツの「21世紀構想」には15省庁が関与しているが、今回は基本省庁として文部省を取りあげた。③企業の役割は重要である。勝利至上主義については、それを受入れない層が急速に広がってきている。

以上を受けた討論の内容を次に記す。

第一。ソウル五輪決定に際し、外務省と通産省が主導権を握ったことはもはや定説であり、厚生省、自治省にも視野を広げる必要がある。

第二。スポーツ政策の統括官庁としての「スポーツ省」構想については、設置にあたり「スポーツ基本法」が必要であり、現政府の民活路線とは矛盾する。

第三。日体協は相対的に地位が低下しており、非営利団体（法人）としての性格を失いつつあるが、その影響は種目によって異なる。冠大会で財政が豊かなメジャースポーツは自立できるが、マイナースポーツは日体協に依存せざるをえない。

第四。地方自治体と地域の問題については、神戸方式（イベント用の施設を民間に委託し、観客の組織化を会員制で行なう方式）が、地方自治体の資金稼ぎとして全国に広がる可能性がある。しかし、委託用施設を自前で調達できない自治体はそれが出来ない。また、国及び地方自治体は営利果実を得ないことが原則になっており、こうした資金稼ぎは法律に抵触するのではないか。

第五。日体協＝「実働部隊」論はモスクワ五輪ボイコットをめぐる日体協＝「国策遂行団体」論と二重写したが、スポーツ団体の自立的側面、財政的基盤についても注目する必要がある。

3. スポーツ運動（内海報告）をめぐる：

討論は、報告を補うかたちでなされた。①新体連の歴史的特徴と②現状の課題に整理される。

①新体連の歴史的特徴について

・新体連は1965年に設立されるが、労働者全体の中に、新体連設立の機運が醸成されていた。また1964年には東京オリンピックが開催されたことも銘記しておきたい。

・1970年代は特に運動が全体として高揚した時期であるが、とりわけ、1970年の第6回全国大会で、組織的性格を転換し、個人加盟制から個人およびクラブ加盟制としたことは、70年代の発展に大きな意味をもった。情勢としては、72年の、施設整備基準を盛込んだ「画期的な」保健体育審議会答申、73年には、オイルショック、そして、革新自治体の誕生と飛躍的な発展などがあった。

・80年代は、新体連攻撃の激化、運動の伸悩みの時期である。しかしその反面、スポーツ権運動の発展、地域でのスポーツ主体の確実な成長があり、また、自治体の施設建設も一定程度進み、70年代に比べ、施設確保も容易になった。

②現状と課題について

・80年代に顕著になってきた「新体連攻撃」はイデオロギー面だけでなく、物質面でも現れている。その内容を具体的に分析し、構造を把握する必要がある。

・現在、新体連の運動は地域で中心的に担われている。担い手の階層、職業、生活状態、他の運動との関係などを分析し明らかにする必要がある。そうしないと、担い手のスポーツ要求を的確に把握することはできないし、担い手を意識的に強化・発展させていくことはできない。

・スポーツ・クラブのありかたが大きく変わってきている。例えば野球などでは、クラブの規模が小さくなり、一チーム即一クラブとなってきている。また種目により違いがあり、硬式テニス、バドミントン、卓球などは伸びており、バレー、軟式テニスは、停滞している。あるいは、コミュニティー政策との競合状況をどうとらえるか等、クラブ分析を地域的広がりの中かでやる必要がある。

4. 教育課程（藤田報告）をめぐる：

現在、「戦後教育の総決算」が推し進められているが、その中身をどう見るか。中教審は国家の教育権を掲げた多様化路線というべきものであったが、現在の教育改革はどのような特徴をもつか。そのような関心のもとに討論が行なわれた。

#### ①教課審と教養審

教課審答申では幼稚園をも含めて、一貫して社会科学的な認識内容を欠落させており、「発達に応じて」と言いながら発達観は示されていない。

生活科には道徳的、しつづけた内容も入っており、単に理科と社会科を結合したものと見るべきではない。社会科学的な認識内容の欠落と道徳重視との関連、道徳の中身について問題を深めつつ、「道徳教育」の具体的な内容を対置していくことが教育運動の側に求められている。

教養審は、三重、四重と教師を管理していく構造を持つ。この答申が具体化されれば、例えば組合への加入率が低下し、「もの言わぬ教師」が増大していくであろう。さらに、大学における教職科目の全面的な名称変更がなされているが、学問的な成果をふまえておらず、学問的基礎を持たない科目（例えば生徒指導）を加えている等の問題がある。特別免許状の運用にも注意を要する（クラブ指導、武道等）。それらは教職の専門性や独自性、自治といった近代公教育の原則の解体を意味するものであり、看過し得ない問題である。

#### ②復古的潮流と「改革」

教育関係6法は、中教審のブレンであった自民党文教族のイニシアティブによると思われるが、今後の影響力・役割を注視する必要がある。

臨教審内部で教育の「自由化」をめぐる論争があった。そのときの「自由化」推進派の主張の弱点は、具体的なプランの欠如にあった。ただし、労働省などが推進してきた生涯学習体系（企業内教育の公教育化）と今後の展開については、事実と具体的な検討をふまえた判断が必要である。

一方では、日の丸問題に見られるように、反動復古派がここ数か月、息を吹き返しているように思える。それは単なる復古ではなく、教課審答申のように国際化というスローガン（その中身は貧

困だが）と結合されているところに新たな特徴がある。今春の自民党大会でも「日本民族としての精神教育」の必要性が強調されているが、教育改革を進める支配層の内部にも対立や矛盾があり、産業構造再編の問題では恐らく一致しているが、具体的な方法等のレベルでは対立点が存在する。また、産業界はその生き残り戦略に見合った労働力を必要とし、そのために競争の強化を進めていると思われるが、学校教育の多様化ということで充足されるのかどうか検討を要する。

#### 5. 総括討論の概要：

藤田の司会により、これまで行なってきた討論の各パーツを繋げることを重視し、①スポーツイデオロギー分析の方法、②政策・運動の関係とその日本の特徴のとらえ方を中心に討論した。

##### ①スポーツイデオロギー分析の対象と方法

上野は、スポーツイデオロギー分析の前提的議論（方法論やスポーツイデオロギー論）がこれまで充分ではなく、その点を明確にする必要性を提起した。スポーツの構造や本質を歪めたり覆い隠すイデオロギーに対する批判としてイデオロギー分析があり、従ってイデオロギー分析に際し、支配的イデオロギーを中心に据える。支配層のイデオロギーか支配的イデオロギーかという形態の問題、スポーツ観へのイデオロギーの影響、スポーツ観と教育・運動との関連、スポーツと社会現象を切り放すさまざまなイデオロギー形態、その政策・運動への影響、科学との関係や科学的スポーツ観を形成する課題、そこでの自然と社会科学の役割、価値論的追及や哲学との関係、法体系との関係等も検討する必要がある（上野）。

それに対し、よく「イデオロギッシュだ」といわれるものをどうとらえるか（唐木）、イデオロギー分析を虚偽意識に限定してよいか（関）、観念の総体としてのイデオロギーと言う場合と批判の対象としてのイデオロギーと言う場合では焦点が異なる（内海）、イデオロギー無しに組織や運動は存在できず、スポーツ権のイデオロギーといった変革の側のイデオロギーも問題になりうる（上野）等の論点が出された。こうしてスポーツと政

治・運動の関係、それをめぐるイデオロギーの役割・機能・性格、またスポーツイデオロギーと言う場合のその固有性が改めて問われることになり、スポーツ思想とスポーツイデオロギーの違いや科学の役割を検討する課題（上野）、スポーツイデオロギー論とスポーツ認識論、科学方法論との接合の課題（関）も残った。

なお、スポーツに関する「観念の総体」をイデオロギーにとらえることに対し、政治的であろうと非政治的であろうと支配的イデオロギーとして存在しており、「支配」でなく「支配的」と言う場合、民主主義的観念に導かれた対立的なものの存在、その上向・転化の可能性と現実性が前提にされ、容認されているという論点の提起（伊藤）があった。

## ② スポーツ政策と運動

第一に、他の諸政策との関連、各省庁間の関連や位置づけについて。フランスでは、スポーツ政策は雇用・労働・教育・余暇の構造のなかに位置づけられているが、日本は経済政策従属型だ。他の諸政策、行政省庁内での関連や位置づけはどうか。体系性がないのが日本の特質ではないか（伊藤）。コミュニティ政策の登場以来、スポーツはある意味では教育法規の無法地帯で、低成長打開策の一環として第5次産業にスポーツが位置づけられ、その流れのなかで、無政府的に資本の論理で動く（関）。社会体育行政の構造変換に注目したい。イギリスでもスポーツカウンスルは教育でなく、社会福祉省が管轄している。国際比較が重要だ（内海）。政策・行政とスポーツ組織の関係については、日本は行政主導型でスポーツ組織は行政の補助組織としての性格を持ち、体協の一元的支配の様相が強い。スポーツ政策・組織・運動を規定する日本的法治主義の特質に注目した場合、財団法人化はスポーツ組織・民間組織の自立性を保障するためのものではなく、法・行政による保護・条件整備義務が希薄で、管理の対象としての性格が強い。西独の場合、財政的優遇や公共施設の利用権限を伴う。民活のなかで自立的組織なき行政癒着型スポーツ構造はどのように変質す

るか（高津）。体協については、国策遂行機関として理解する右派、スポーツ民活路線でスポーツマーケット拡大の方向を取る派、中間派等より厳密に検討すべきだ（伊藤）。

第二。政策と運動の関連について。その日本の特徴は対決型・批判型ととらえられがちだが、状況の先取り、官製運動も視野に入れる必要がある（唐木）。政策の側が国民の弱点のどこをついて支配の論理を貫徹しようとしているのか、国民の側の弱さと強さ、反発の根拠はなにか（高津）。日常の個人レベルでの実態分析抜きに反発のエネルギーは解明できない（柴崎）。政策に関する宗像規定、民間は運動で、権力は政策というのではなく、両者が政策・運動を持ち、対立する階級のきつ抗を受け止めながら進められていく。要求の先取りにも注視すべきだ（関）。闘争方法については、請願・陳情・各級議会での法案審議等があるが、闘争形態は闘争主体の力量・水準と相関関係にある。新体連運動では、最初、妨害・干渉の排除、次に要求の実現に向かった。その場合、最初、行政との交渉の場はなく、第二段階で請願・陳情・直接交渉、京都では委員会に入り、愛知では施設関係の年間計画決定に意見を反映させた。それから民活路線下での後退。究極は、法体系・制度の改正に向けてスポーツ関係者の意志を貫き通せるかどうか。現在は閉塞状況だが、政治革新との連動が必要になろう（伊藤）。

第三。批判と創造の基軸について。政治的理由による抑圧の場合の批判は明白だが、経済従属型スポーツ政策に対し、経済政策批判ではスポーツ批判にならない（坂上）。西欧では、風土や宗教的世界など、人間の尊厳を守る歯止め・原点がある。経済政策に従属している日本では、営利主義の下で文化・スポーツが人間性否定の方向に働いても、是非を問われない（伊藤）。資本・商品の論理と文化としての発展の論理は矛盾する（関）。便利さ、効率至上主義を批判せねばならない（内海）。

<1～4については、内海、唐木、関、坂上のま  
とめにに基づき、高津が要約した。文責：高津>